

久留米市シニア向けスマートフォン教室等業務委託仕様書

この仕様書は、久留米市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名

久留米市シニア向けスマートフォン教室等業務

2. 目的

スマートフォンやインターネットなどの利用方法に関する教室を開催することにより、デジタル活用に係る機会または必要な能力における格差を是正するとともに、情報モラル・情報セキュリティなどについて正しく理解することで、誰もが安全・安心に情報技術（ICT）を利活用することを目的とする。

3. 実施場所

久留米市が指定する場所とし、施設予約などは委託者が行う。なお、受託者の都合により、他の場所での実施を希望する場合は、受託者と委託者の協議により定める。

4. 委託期間

契約日から令和5年3月31日まで

5. 業務内容

スマートフォンの操作や久留米市公式LINEの登録、活用等を自身で行えることを目標にした教室を開催する。また、情報モラルや情報セキュリティおよびネットトラブルの防止に関する内容を含めること。

(1) 教室などの科目

ア スマートフォンの操作・利用方法に関する教室

a) 授業内容

基本的な操作・利用方法に関することを実施すること

- ・電話のかけ方
- ・カメラの使い方
- ・地図アプリの使い方
- ・インターネットの使い方
- ・安全・安心なスマートフォンの利用

b) 対象

スマートフォンを所有していて、操作に自信のない方や基本的な操作方法を学びたい方。市内在住の65歳以上の市民とする。

c) 開催回数

全15回

d) 開催時期

1回につき質疑込みで2時間程度とする。

e) 定員

各教室の定員は20名以内とする。

イ 市公式LINEのインストール・受信設定・操作・利用方法について

ウ KBCテレビ「dボタン広報誌」の視聴方法について

(2) 周知・広報

受託者は、本事業の実施にあたり、以下のとおり周知広報に協力すること。

- ① 委託者が周知用ちらしやホームページなどを作成するにあたり依頼したときは、原稿の作成や写真などの提供に協力すること。
- ② 委託者や関係機関などの取材や見学などの要望があった際は、協力すること。

(3) 参加者に関わる事務および調整

- ① 参加申し込みの受付、参加決定は委託者が行うものとする。委託者は、参加決定者数を教室開催前日までに、受託者に伝えるものとする。
- ② 教室開催当日の準備、受付および片付けなどは、原則受託者が行う。

(4) 実施内容

① 講師

ア 受託者は、事業実施にあたり「事業統括責任者」を1名、「教室運営責任者」を1名、「補助従事者」を4名以上配置すること。なお、「事業統括責任者」は、受託先のスタッフから選出すること。

イ 「教室運営責任者」は、ICT関連教室の管理経験が1年以上ある者およびスマートフォンなどの操作に関する講師の経験がある者を配置すること。

ウ 受託者は、従事者に欠員が生じた場合は、速やかに代替えの従事者を確保すること。

エ 受託者は、教室に携わる従事者に対する教育・研修などを十分に行うこと。また、従事者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行うこと。

② テキスト

ア 本市が実施希望している内容に則したテキストを参加者数分および委託者へ用意すること。

- イ 自宅に持ち帰ってからも活用できるような仕様とすること。
- ウ 教室で使用・配布するテキストは著作物であり、著作権は受託者に帰属する。

③ 参加者への対応

- ア 毎回、教室開始前に参加者の健康状況を確認すること。
- イ 教室内容についての参加者の理解度に応じた対応をすること。
- ウ 教室内容またはスマートフォンの操作方法についての質疑応答の時間を必ず設けること。
- エ 教室終了後に、参加者に対してアンケートを実施すること。なお、内容や実施方法などに関しては、受託者と委託者が別途協議する。

(5) ICT・電子機器などについて

- ① 教室内でインターネットを使用する場合は、Wi-Fi環境を整備するなどインターネット環境を用意すること。
- ② スマートフォンの操作は参加者のスマートフォンを利用すること。
- ③ 教室内で参加者に対し講義を行う際は、パワーポイントなど分かりやすい媒体を活用すること。なお、必要な機材については受託者が用意すること。
- ④ 教室内でアプリケーションなどを使用する場合には、セキュリティ上の安全性が確保されているもののみを利用すること。

(6) 業務の終了報告について

受託者は、本教室の最終実施終了後、参加者数および業務内容などに関する報告書を書面にて委託者に提出すること。

6. 暴力団排除に関する事項

受託者は当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団などから不当要求による被害または業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

7. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事項

受託者は当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害者差別解消法に基づき、市および事業者に対し禁止が義務づけられている、障害者への「不当な差別的取扱い」を行わないこと。

- (2) その提供が法的義務とされた市の取り扱いに準じて、障害者への「合理的配慮の提供」について遺漏なきよう努めること。
- (3) 受託者は業務の遂行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、委託者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

8. 業務実施上の留意点

- (1) 一般事項
 - ① 従事者の服装はできるだけ統一し、清潔感を保つこと。
 - ② 衛生上および火気の取り扱いに十分留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策
 - ① 実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に十分配慮すること。参加者にはマスクの着用を促すこと。
 - ② 教室開催中、使用する用具については共有しないよう配慮すること。
- (3) 危機管理
 - ① 実施にあたっては、安全確保に十分配慮すること。
 - ② 参加者の参加時における緊急事態に対応できる体制を確保すること。
- (4) 教室中止の決定
 - ① 災害などにより、受託者が参加者の安全の確保が難しいと判断したときは、教室を中止することができる。その場合には、振替日を設けるものとする。ただし、それが困難な場合には受託者と委託者が協議するものとする。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策として、委託者が教室の延期または中止を決定できるものとする。延期の場合には、委託期間内で日程を調整して実施する。それが困難な場合には、受託者と委託者が協議するものとする。
- (5) 秘密保護
 - ① 個人情報の取り扱いは、個人情報保護法及び久留米市個人情報保護条例を遵守し、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
 - ② 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。

以上